主催事業等参加費実費負担額規定（平成２９年４月１日施行）

第１条　この規定は，宮城県蔵王自然の家（以下「当所」という。）の主催事業等に係る参加費実費負担額について必要な事項を定めるものとする。

第２条　主催事業等の参加費の徴収は，参加申込書に同封する本規定に基づき，実費負担参加者と当所双方の同意のもと，行われるものとする。

一　参加者の同意は，参加申込書に記名，送付をもって同意を得たものとする。

第３条　当所の現金取扱員は，宮城県財務規則に基づき適正に現金の管理及び収納を行うものとする。

第４条　参加者は，参加費実費負担額を次に掲げる事項に基づき納入するものとする。

一　主催事業等の初日，受付時間内に全額現金で納入するものとする。

二　受付場所及び時間は，各事業毎，要項に記載するものとする。

三　実費負担額は，要項に記載された一人あたりの金額に参加人数を乗じた額に，主催事業ごとに必要とする額を加算した金額とする。

第５条　既に納入した実費負担額は返還しない。ただし，自然災害等の参加者の責めによらない理由で，事業の運営ができなくなった場合，既に提供した分を除いた額を返還するものとする。

第６条　参加者が主催事業等の初日の７日前（休館日の場合その前日）までに申込みの取り消しを申し出た場合は，キャンセルに係る経費は発生しないものとする。

２　前項の期限を過ぎて申込みの取り消しをする場合は，次に掲げる経費（実費負担額）をキャンセル料として納入するものとする。

一　食事代（自然の家から提供する全ての食事・弁当代等）

二　保険料

三　その他消耗品代等

第７条　参加人数変更の場合のキャンセル料の支払いは，主催事業等の初日の受付時に現金で納入するものとする。ただし，家族又は団体単位での取り消しの場合は，主催事業等の初日から１４日以内に当所から指定する方法により納入するものとする。

第８条　当所は，第６条第２項の規定による取り消しがあった場合，食材等を除き保存可能なものについては，当該主催事業等の初日から３０日間保管し，参加者はその期間内に当所で受領することができる。ただし，当該期間内において保存不可能なもの及び当該期間を経過した場合は参加者の了解を得ないで廃棄することができる。

第９条　この条項に定めのない事項が生じた場合は，参加者，当所所長双方協議のうえ決定する。

※第６条関係（取り消し日数について）

１月８日	１月９日	１月10日	１月11日	１月12日	１月13日	１月14日	１月15日	１月16日
金	土	日	月（休館）	火	水	木	金	土
キャンセル料なし		実費負担額						